

「大阪 IR カジノ」に対するパブリックコメント

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する意見提出、「大阪 IR カジノ」に対するパブリックコメント締切は 21 日である。意見提出用紙によると該当項目を選択し、1 回につき 1 項目としている。意見を書きにくい募集だ。該当項目は計画案「概要版」と一致しているので、それをもとに全項目に意見を書いた。

参考まで、該当項目(すこし簡略化した)と主な意見を紹介したい。

1 IR 区域整備の意義・目標/位置・規模等

観光分野はコロナ禍後も成長分野と言えるのか。不透明さを増す観光産業を基幹産業化することは、大阪経済にとってリスクが大きく疑問である。経済社会が急変するなか、35 年間さらには延長 30 年間の事業期間は長すぎる。大阪府・市から事業者に対して、事業継続を中止ないし短縮することはできるのか。賃料は夢洲の用地・インフラ整備などの投資額に対して、安価すぎるのではないか。賃料の弾力的な見直しが必要である。

2 IR 区域と国内外の主要都市との交通の利便性

3 大阪 IR のコンセプト/土地利用方針

4 IR 事業者/事業実施体制

MGM について「IR 運営会社」と紹介していますが、カジノ=ギャンブル会社でもないのででしょうか。それを承知で、関西の地元企業 20 社は構成員として参画するのでしょうか。なかには電力・ガス・交通など「公益」事業も加わっていますが、「公益」にギャンブルは馴染むのでしょうか。メガバンク 2 行もギャンブルに加担するのですか。

評価基準 20・21 に IR 事業者の事業を実施する能力、財務の安定性等が書かれています。143~134 ページには、リスクの対処方法や「ストレスケース」や「ダウンケース」なども示しています。IR カジノ事業や事業者に対する楽観的な見方が目立ちます。経済社会の激しい構造変化、世界を揺るがすパンデミックのもとで、よりシビアにリスクや財務の見通しを考えることが必要ではないか。

なお関連して、IR カジノ事業者との契約以降、大阪府民・大阪市民の「カジノ反対」の声が首長や議会に届いた場合、契約を撤回することはできるのでしょうか。計画案のなかで、どこに記載されているのかでしょうか。記載されていない場合は、あまりにも長期にわたる契約なので、きちんと明記すべきだと考えます。

5 収支計画・資金計画/事業工程

年間売上約 5200 億円のうち、ゲーミングが約 4200 億円約 80%を占めています。要求基準 4 でも、カジノ部門が収益の 80%程度を見込んでいます。カジノ事業の売上高の前提となるカジノ施設来訪者数は開業 3 年目に年間約 1610 万人を見込んでいますが、これはコロナ禍の影響を踏まえたものでしょうか。オンラインカジノが普及する中で、来訪者数の見込みは過大ではありませんか。売上高の前提自体があいまいだと考えます。「大阪 IR」といいますが、売上や収支面からは「カジノ」というギャンブル=賭博施設

ではありませんか。カジノがこけたら、IR 全体も運営できなくなるのではないかと。

せめて「大阪 IR カジノ」と呼ぶべきではないでしょうか。

事業実現に向けた主な課題として 3 点指摘しています。3 点目の「夢洲特有の課題」として、土壌汚染・液状化等への適性な対応を含め、IR 事業用地の適性が確保できることを挙げています。これは夢洲の事業用地が「適正」でないことを認めているわけで、生煮えの整備計画であることを示しています。夢洲特有の課題について、その対策を事業者が担うのですか。事業者が担うとすれば、対策費は初期投資額に加算されるのでしょうか。

6 IR 施設の規模

7 MICE 施設

9 宿泊施設

10 来訪及び滞在寄与施設/カジノ施設

11 地域貢献/附帯事業/カジノ事業収益の活用

12 懸念事項対策(ギャンブル等依存症対策)

13 懸念事項(治安等)

14 IR 区域整備による経済的社会的効果

15 納付金・入場料等の見込み額及び用途

16 大阪府及び大阪市の施策及び措置

17 公正・公平な公募手続きなど

IR 推進会議を傍聴したが、「はじめに IR カジノありき」のような会議であった。公募手続きで重要な募集要項であるが、令和 3 年 3 月の修正は具体的にどのようなものか。募集要項 11 ページ「大阪市有地の使用に係る費用」に記載されている大阪市が負担するという「なお書き」は、この時に付け加えられたのか。公正・公平な応募手続きにとって重要な修正なので明らかにすべきだ。

要求基準 5 には、「実施方針確定に伴う修正」と書かれていますが、重要な修正なので、具体的に内容を示すべきです。

(2022 年 1 月 17 日)